

「こども庁」の創設に当たっての提言

「こども庁」の創設について、政府は、内閣官房に作業部会等を設置して検討を行っており、年末には基本方針を取りまとめる等としている。

これを契機として、我が国の子ども・子育てを巡る総合的な検討・議論が行われ、子どもの視点に立った政策が具体化し、推進されることにより、「骨太の方針 2021」が掲げる「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」が期待される。

本来、新たな行政組織の在り方については、政府において議論を尽くして判断すべきであるが、我々都市自治体にとっても、子ども・子育て施策の実施主体として、大いに関連することから、政府における様々な視点からの幅広い議論に資するよう、下記のとおり提言する。

記

1. 全般的な事項について

議論に当たっては、新たな行政組織の設置のみを目的とするのではなく、縦割り行政を見直し、その弊害の改善・解消を図るべきである。その際、子どもを基点として、子どもの権利を尊重しつつ、各府省が所管する施策の課題等が整理されることによって、将来に向け、厚みのある、より良い子ども・子育て施策が展開されていくことが必要である。このため、現状の問題点と新たな行政組織の創設によってそれがどのように解決されるのか等の基本的課題については、十分議論される必要がある。

また、地域を担うことになる子どもが育っていく過程全般にわたる課題について集約、検討することが必要である。その際、親子の健康づくりやメンタルヘルスの問題等、年齢で区切ることが難しい施策があることも考慮すべきである。

さらに、子どもの貧困やヤングケアラー等の問題は、家庭の貧困、親の病気や障害等に起因しているケースがほとんどであり、そうした根幹となる家庭の課題の解決を図ることが必要である。

この他にも、例えば乳幼児等医療費助成制度のように国が健康・医療分野に位置付けている施策等についても丁寧に検討するとともに、これまでの少子化対策を振り返り、更には、離婚家庭やひとり親家庭等、家族や親子の在り方が多様化している現状に鑑み、家族政策、我が国の家族制度等も視野に入れた議論が期待される。

2. 議論の進め方について

児童虐待への対応のように一刻も早い体制整備が必要なものや不妊・不育等の機を逸すると効果が減じる恐れがあるものがあること、また、子育て環境の整備が喫緊の課題であるという市民の理解が必要であること等を考慮すると、スピード感をもって対応することが必要である。

しかしながら、重要なのは政策の実効性であって、スケジュールを優先するあまり、子ども中心の視点からの議論や準備、情報共有が不十分なものとなり、創設の本来の意義が実現しないことが懸念される。

また、「こども庁」が子ども・子育てに関連する施策を広範に所管する場合には、新たな縦割りや二重行政の弊害が生じることのないよう、関係施策・法令・事務等の簡素化・削減の観点も踏まえ、その役割や権限等に係る議論を深める必要がある。

さらに、創設に伴い、都市自治体において、市民への周知をはじめ、組織・機構、人員配置、予算措置、条例整備、システム改修等の対応の必要性も想定され、都市自治体によっては、子ども・子育て施策を一元的に担う組織を設置している自治体がある中、現行の組織の大幅な見直しや混乱を懸念している自治体もあることも踏まえて検討すべきである。

3. 財源の確保・充実について

「こども庁」の創設によって、子ども・子育て施策に係る一層の質の確保と向上がもたらされ、これまでにない新たな取組が可能となるよう、財源の確保・充実を図るべきである。

令和3年11月17日

全国市長会

社会文教委員会委員長 本庄市長 吉田 信解

子ども・子育て検討会議座長 大東市長 東坂 浩一